

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定により、住民の異動届や生活保護受給情報による国民健康保険の加入・脱退手続、資格の管理、資格確認書等の発行、負担区分の判定・管理及び統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③県内の市区町間の転入・転出者に関する資格継続状況の確認 ④転入者の世帯継続性を認めた場合に高額該当回数引継ぎ ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。)</p>
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 国保情報集約関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第24、44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表48、69、70項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第七十一条の7、10</p> <p>■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを参考に、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	事務取扱者は年に1回程度、特定個人情報の取り扱い等に関するオンライン研修を受講し、情報の適正な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	特定実施機関における担当部署	①部署 保険課	①部署 住民課	事後	変更後速やかに提出
令和2年11月18日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務		③システムの名称に「国保情報集約システム」、「次期国保総合システム」を追加	事前	要件定義前に提出
令和2年11月18日	特定個人情報ファイル名		「資格情報(個人)ファイル」を追加	事前	要件定義前に提出
令和2年11月18日	特定実施機関における担当部署	②所属長 久保田 光一	②所属長 長島 聡	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月18日	特定実施機関における担当部署	②所属長 長島 聡	②所属長 住民課長	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月18日	①-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月18日	①-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月18日	① 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等の規定により資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険料の徴収、しせつのチェック・管理、優待費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法等の規定により、住民の異動届や生活保護受給情報による国民健康保険料の加入・異動手続、資格の管理、資格確認等の発行、負担区分の判定・管理及び給付処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③県内の市区町村間の転入・転出者に関する資格継続性の確認 ④転入者の世帯継続性を認めた場合に高継続率引換の引換 ⑤オンライン資格確認システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理業務、機関別特約の取等事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	① 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合窓システム 中間サーバーソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 総合窓システム 統合窓システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	① 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 国保情報集約関連情報ファイル	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	① 関連情報 ③. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 <オンライン資格確認の準備業務> 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2の1-18照会による本人確認	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	① 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会: 番号法第10条7号、別表第二の第42、44項 提供: 番号法第10条7号、別表第二の第42項	■情報照会の根拠 番号法第10条8号、 並びに付随手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第二条 表46、66、70項 ■情報提供の根拠 番号法第10条8号、 並びに付随手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第七十一条の7、10 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情報連携のためにはオンライン資格確認の要として機関別特約を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	①-1 ①-1 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和2年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	①-1 ①-1 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和2年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	■判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー番号照会に係る情報的セキュリティを参考に、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	Ⅳ リスク対策 9. 監査	○内部監査	○自己点検 ○内部監査	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	Ⅳ リスク対策 ①1. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	8) 従業者に対する教育・啓発	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	Ⅳ リスク対策 ①1. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(項目なし)	十分である	事前	システム標準化に伴う再評価
令和2年7月18日	Ⅳ リスク対策 ①1. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(項目なし)	事務取扱者は年に1回程度、特定個人情報の取扱い等に関するオンライン研修を受講し、情報の適正な管理を行っている。	事前	システム標準化に伴う再評価